

一般社団法人共愛会 老人保健施設 虹

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 一般財団法人共愛会 老人保健施設 虹（以下「当事業所」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用同意書を当事業所に提出したのち、平成27年8月1日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーションの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当事業所、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為、ハラスメント行為を行った場合
＜契約を解除する場合のハラスメント行為の具体例＞

* 暴力又は乱暴な言動

物を投げつける、刃物に向ける、手を払いのける、怒鳴る、奇声や大声を発する、職員に対して卑下するような発言、殴る蹴るなどの行為 など

*セクシュアルハラスメント

職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、卑猥な発言 など

*その他

職員の自宅住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為 など

- ⑥ 天災、災害、事業所設備の故障その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、主治医への連絡を行います。また、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故の発生又はその再発を防止するため、当事業所は、事故発生時の対応、報告の方法等を記載した指針を整備します。

2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者、保険者の指定する行政機関及び利用者に係る居宅介護支援事業者に対して速やかに連絡し、再発を防止する体制を整備します。

3 事故発生の防止のための委員会及び研修を定期的に行います。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者（施設長）に直接お申し出いただくこともできます。

苦情のお申し出があった場合、苦情対応担当者が申立内容の把握を行い、苦情解決責任者へ報告をし、苦情処理運営会議を開催いたします。決定した内容、改善事項及び改善結果は苦情解決責任者又は苦情対応担当者より申立人に報告します。

< 苦情・要望等の相談窓口 >

- 老人保健施設 虹
 - 担当者 理学療法士：山下 由雄
 - 作業療法士：大光 昭江
 - 対応時間 8時30分～17時30分
 - 電話番号 0868-54-3250
 - FAX番号 0868-54-4533

申立先 施設長：藤本 宗平
事務長：植木 潤

< 公的機関の窓口 >

- 岡山県国民健康保険団体連合会（国保連）
 - 所在地 岡山県岡山市桑田町11番6号
 - 電話番号 086-223-8876
 - 対応時間 9時00分～17時00分
- 津山市役所 社会福祉事務所 高齢介護課 市役所1階11番窓口
 - 所在地 津山市山北520

電話番号 0868-32-2070
 対応時間 9時00分～17時00分

○ 鏡野町役場 保健福祉課 介護係 本庁1階2番窓口
 所在地 苫田郡鏡野町竹田660
 電話番号 0868-54-2986
 対応時間 9時00分～17時00分

○ 美咲町役場 健康福祉課 介護保険班 本庁舎1階
 所在地 久米郡美咲町原田1735
 電話番号 0868-66-1115
 対応時間 9時00分～17時00分

<利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等>

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 <input checked="" type="radio"/> あり	実施日	2025年 1月 10日	
	2 なし	結果の開示	1 <input checked="" type="radio"/> あり	2 なし
第三者による評価の実施状況	1 <input type="radio"/> あり	実施日	年 月 日	
		評価機関名称		
		結果の開示	1 <input type="radio"/> あり	2 <input type="radio"/> なし
	2 <input checked="" type="radio"/> なし			

(賠償責任)

第12条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書 1

(一般財団法人共愛会 老人保健施設 虹のご案内)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 一般財団法人共愛会 老人保健施設 虹
- ・開設年月日 平成6年4月25日
- ・所在地 岡山県苫田郡鏡野町古川1406
- ・電話番号 0868-54-3250 ・ファックス番号 0868-54-4533
- ・管理者名 藤本宗平
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3353580024号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日も早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日も長く継続できるよう、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当事業所では、別紙のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・理学療法士 ・作業療法士		1人 1人		医師の指示に基づき、リハビリテーション計画を作成するとともに、リハビリテーションを実施する

(4) 通常の事業の実施地域（小学校区で表示）

鏡野町：南・大野・香々美・香北・鶴喜

美咲町：錦織・打穴下・打穴中

津山市：東・西・南・北・向陽・弥生・一宮・院庄・佐良山・喬松・中正・誠道・秀実

(5) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日までを除く。

(6) 営業時間 8時30分～17時30分

2. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画の立案
- ② 日常生活動作訓練及び機能訓練（リハビリテーション）
- ③ 住環境整備等についての助言
- ④ 福祉用具使用等についての助言
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当事業所は、下記の医療機関が協力体制にあります。

・併設医療機関

- ・名 称 一般財団法人共愛会 芳野病院
- ・住 所 岡山県苫田郡鏡野町吉原312

また、歯科については下記の医療機関にご協力いただいております。

・協力歯科医療機関

- ・名 称 石川歯科医院
- ・住 所 岡山県苫田郡鏡野町吉原383-1

- ・名 称 椋代歯科医院
- ・住 所 岡山県苫田郡鏡野町古川416-1

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2 >

重要事項説明書 2

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの概要

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、要介護者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、医学管理の下における機能訓練その他必要な日常生活上の支援を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

・介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。料金表をご参照ください。

(2) その他の料金

・通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 kmにつき 20 円で計算した額。

(3) 支払い方法

・毎月 10 日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
・お支払い方法は、現金、銀行振込、郵便局振込、郵便局口座自動引き落とし、農協口座自動引き落としの方法があります。訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション契約時にお選びください。